

名張市市税条例の一部改正について

1. 改正の趣旨及び背景

固定資産税の税率を変更するため、名張市市税条例の一部改正を行おうとするものです。

2. 改正の内容

- (1) 固定資産税の税率を、現行の100分の1.4から、100分の1.7とします。
- (2) 施行後5年ごとに、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることを規定します。

3. 施行期日

令和9年4月1日から施行します。